

日本比較経営学会倫理綱領

Japan Society of Comparative Studies of Management

Code of Ethics

I. 趣旨

今日、学問の研究と教育に関わる倫理の向上、研究者・教育者の社会的責任が社会から強く要請されている。民主的な立場から比較経営学の研究と教育に従事する日本比較経営学会の会員にあっては、研究と教育および学会活動における倫理性、社会的責任、社会的使命を強く自覚し、比較経営学の発展と社会的貢献に寄与することが求められている。このような社会的要請に応え、また科学者の社会的責任を自覚的に追求してきた伝統を踏まえて、「日本比較経営学会倫理綱領」を制定し、会員の研究活動ならびに教育活動にかかわる行動規範の明文化を通じて、学会としての倫理性向上を目指すこととする。すなわち、本倫理綱領は、日本比較経営学会会員のすべての活動の基礎となるものであり、会員が高い倫理性と社会的責任とを自覚しつつ、比較経営学の研究ならびにその知見を通じた教育に従事するうえで遵守されるべきものである。

上記の制定趣旨に基づき、本学会は「日本比較経営学会倫理綱領」の意義を、「行動原則」ならびに「行動規範」に表し、以下において定めるものとする。

「行動原則」は、会員の研究活動、教育活動の基礎となるべき根本原則として位置づけられるものである。

「行動規範」は上記「行動原則」の精神を受け、これを個別具体的に規定したものである。

本学会の会員は、かかる「行動原則」を踏まえ、同時に「行動規範」を誠実に遵守することを通じて、研究活動ならびに教育活動に従事し、比較経営学の発展と社会的貢献に努めなければならない。

II. 行動原則

1. 会員は、研究活動、教育活動および学会活動において、法令を遵守するだけにとどまらず、研究者の良心と倫理観とに従って、誠実に行動しなければならない。
2. 会員は、国籍、民族、思想信条、性別、年齢、出自、ハンディキャップ等を理由として、個人および団体を差別してはならず、したがってすべての人々の基本的人権を尊重しなければならない。
3. 会員は、公正かつ誠実に自己の職務を遂行し、社会から高い信頼と尊敬を得るよう努力しなければならない。
4. 会員は、いかなる場合においても職務上の権限を濫用してはならず、また、他者の人格や尊厳をそこなってはならない。

III. 行動規範

1. 研究活動にかかわる行動規範

- 1-1. 会員は、研究活動を通じて、真理の探究と知の開拓ならびに深い教養を涵養することに努めなければならない。
- 1-2. 会員は、研究活動において、他者の人格を尊重しなければならない。
- 1-3. 会員は、会員にふさわしい研究能力ならびに学問上の見識を兼ね備えるよう努めなければならない。
- 1-4. 会員は、研究の過程で得られたデータのねつ造および改ざんをしてはならない。

- 1-5. 会員は、他者の研究成果を剽窃してはならない。
- 1-6. 会員は、他者から委託された研究費の不正使用ならびに虚偽の申告をしてはならない。
- 1-7. 会員は、差別語ならびに差別表現を使用してはならない。
- 1-8. 会員は、研究の過程で知り得た未公開の内部情報を利用して「インサイダー取引」にかかわってはならない。

2. 研究成果の公開にかかわる行動規範

- 2-1. 会員は、研究成果の公表を通じて、社会との建設的なコミュニケーションを図らなければならない。
- 2-2. 会員は、研究成果の公開にさいして、科学者として公正中立な立場を堅持しなければならない。
- 2-3. 会員は、有償または無償にかかわらず受託研究およびコンサルティング活動をする際には、会員もしくは会員が所属する組織と委託者とのあいだで取り交わされる公正な契約書の規定に従って、コンサルティング活動を行うのみならず、本綱領を遵守しなければならない。
- 2-4. 会員が研究の過程で知り得た内部情報が社会公共の利益をそこなうと判断された場合には、本綱領に基づいて適切に行動しなければならない。

3. 教育にかかわる行動規範

- 3-1. 会員は、教育に携わる者として、いかなる時でも対象となる者の人格を尊重しなければならない。
- 3-2. 会員は、教育の対象となる者の徳操の涵養に努め、高い道德観を持った人材を育てることに努めなければならない。
- 3-2. 会員は、教育の対象となる者にたいして、いかなる時でも権力の濫用となるパワー・ハラスメントあるいはアカデミック・ハラスメントに相当するような言動を行ってはならない。
- 3-3. 会員は、教育の対象となる者にたいして、いかなる時でもセクシュアル・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。
- 3-4. 会員は、教育の対象となる者にたいして、いかなる時でもかかる対象者の人格を傷つけるモラル・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。

IV. 倫理委員会の設置

- 1. 本綱領の施行にあたり、本学会は理事会の承認に基づき、理事1名を倫理担当役員とし、その者を委員長とした、理事・幹事数名より構成される倫理委員会を設置することができる。
- 2. 本委員会は、会員の高次なる倫理観を涵養し、本綱領に反する行為の発生を未然に防止するための倫理研修等のプログラムを実施することができる。

V. 附則

- 1. 本綱領は、2008年7月5日の会員総会において採択され、同時に施行される。
- 2. 本綱領の改訂は、日本比較経営学会会員総会の出席者の過半数の賛成によって行うものとする。